

山口県の給与・定員管理等について

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

①職員給与費の状況(決算)

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	5,810,081	736,135	682,517	11.7	11.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
5年度	74	309,940	97,154	130,199	537,293	7,261	6,341

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	44.0 歳	344,865 円	574,053 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県 (工業用水道事業)		山 口 県	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,737 千円		1,726 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15、25%		・管理職加算 15、25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

山 口 県 (工業用水道事業)			山 口 県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	14,613 千円	22,082 千円	1人当たり平均支給額	1,600 千円	22,485 千円

(注) 1 山口県(工業用水道事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		478 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		6,457 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	74 人	0.15 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1,531 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		33,292 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		62.1 %		
手当の種類(手当数)		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度)決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,531 千円	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	33,119 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	517 千円
支給実績(令和4年度決算)	30,787 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	489 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	同	<手当額> 33,000～ 130,000円	7,692 千円	769,200 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		11,180 千円	248,455 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	<p>【職員が自ら居住する借家】</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>【配偶者等が居住する借家】</p> <p>職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		5,326 千円	280,326 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	<p>【交通機関利用】</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額</p> <p>【自動車等使用(自転車を除く)】</p> <p>通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)</p>	同		18,217 千円	289,154 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		456 千円	456,000 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16%	同		—	—
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容、時間に応じ4,400～7,400円	同		20,616 千円	687,213 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		125 千円	41,750 円

(2) 電気事業

①職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	1,362,816	263,760	368,309	27.0	29.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	42	171,880	51,685	71,952	295,517	7,036

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円
6,719

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.7 歳	344,158 円	570,824 円
団体平均	46.2 歳	355,891 円	558,512 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山口県(電気事業)	山口県
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,764 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,726 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15、25%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

山口県(電気事業)	山口県
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.7090 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 7,656 千円 21,513 千円	1人当たり平均支給額 1,600 千円 22,485 千円

- (注) 1 山口県(電気事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	276 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	6,583 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	42 人	0.15 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		664 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		26,580 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		59.5 %		
手当の種類(手当数)		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度)決算	左記職員に 対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場 施設で行う応急作業等	664 千円	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活 線近接作業、高所作業又は深 所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土 地等の取得、使用、損失の補償 のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾 病に感染した動物の取扱等の業 務		日額 300～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	12,997 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	371 千円
支給実績(令和4年度決算)	11,374 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	299 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本 局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区 分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～ 130,000円	5,580 千円	797,143 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		7,049 千円	306,473 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した 額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の 2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る 手当額の2分の1に相当する額	同		3,412 千円	284,345 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		7,776 千円	204,629 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16%	同		—	—
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容、時間に応じ4,400～7,400円	同		12,532 千円	626,595 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		98 千円	32,417 円